

保険契約規定新旧対照表

(変更された条文のみ記載)

現行(旧)	改定(新)
<p>第19条 (船員に関する責任及び費用)</p> <p>1 組合は、加入船舶の船員(加入船舶の定員として就業規則又は雇用契約等により雇用される者及び組合が船員と認めた定員外の者。以下同じ。)に関し、組合員が負う次の各号に掲げる責任及び費用をてん補する。</p> <p>(1) (死傷等に関する責任及び費用)</p> <p style="padding-left: 2em;">船員の死亡、行方不明及び傷病(以下「死傷等」という。)に関する次に掲げる責任及び費用。</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 船員の人命救助費及び遺骸搜索費。ただし、船舶保険、荷主又はその他の者から回収できないものに限る。</p> <p style="padding-left: 2em;">ロ 船員の死傷等に関し法令又はあらかじめ組合の承認を得た労働協約、就業規則若しくは雇用契約等(以下「契約等」という。)により負担した責任</p> <p style="padding-left: 2em;">ハ 船員の遺骸、遺骨又は遺品を遺族に引き渡すために要した費用</p> <p style="padding-left: 2em;">ニ 船員が職務上の事由により死亡し、社葬等葬儀を行うために要した費用</p> <p>(2) (失業手当)</p> <p style="padding-left: 2em;">加入船舶が海難により、全損となるか又は全く運航に堪えなくなったため、組合員が法令又は契約等により失業中の船員に支払った賃金又は手当</p> <p>(3) (所持品の損害補償金)</p> <p style="padding-left: 2em;">加入船舶の海難により船員の所持品に損害を生じ、法令又は契約等に基づき支払われた所持品喪失手当若しくは補償金で組合が認めた額</p> <p>(4) (代人派遣費用)</p> <p style="padding-left: 2em;">船員が死傷等又はその他の事由で組合の認めるものにより乗船できなくなったために要した代人の派遣費用</p> <p>(5) (離路費用)</p> <p style="padding-left: 2em;">船員の死傷等、船員のストライキ又はその他の事由で組合の認めるものにより、その船</p>	<p>第19条 (船員に関する責任及び費用)</p> <p>1 変更なし</p> <p>(1) 変更なし</p> <p>(2) 変更なし</p> <p>(3) 変更なし</p> <p>(4) 変更なし</p> <p>(5) 変更なし</p>

員を上陸させ又はその代人を乗り組ませる必要を生じたため、加入船舶が離路することにより生じた余分の燃料費、保険料、船員の賃金、消耗品費、食料費及び港費

(6) (送還費用)

船員を送還するために要した費用で次に掲げるもの

イ 船員が傷病、加入船舶の海難又はその他の事由で組合の認めるものにより乗船できなくなった場合に生じたもの

ロ 2006年の海事労働条約又はこれに基づく締約国における国内法令の下で負担すべきもの

(ただし、別に組合が通知する組合保有額の金額を限度とする)。なお、保険契約規定第8条第2項第3号及び同第11条の規定に関わらず、組合はその裁量により、組合員へ保険契約の解約又は解除を通知した後、3か月が経過するまでの間(ただし、保険期間を超えないものとする。)、本号ロに基づくてん補に係る保険契約の規定のみ有効に存続させ、本号ロに規定する費用をてん補することができる。ただし、次に掲げる場合を除く。

(a) 第11条第1項第1号により保険契約が解約された場合

(b) 第11条第3項第3号により保険契約が解約された場合

(7) (船員の不帰船に伴う費用)

船員の脱船、ストライキ又はその他の事由で組合の認めるものにより、当該船員が加入船舶に乗船せず陸上に留まった場合、その船員に関し生じた費用のうち、組合員が法令に基づき負担した費用で、その船員より回収できない部分

(6) 変更なし

イ 変更なし

ロ 2006年の海上の労働に関する条約又はこれに基づく締約国における国内法令の下で負担すべきもの

(ただし、以下変更なし)

(7) 変更なし

(8) (船員の未払い賃金)

船員に対して支払うべき賃金のうち、2006年の海上の労働に関する条約又はこれに基づく締約国における国内法令により金銭上の保証が求められる部分(ただし、そのてん補に際しては別途定めるものとする)。

<p>2 組合は、前項の定めにかかわらず、次に掲げる責任及び費用をてん補しない。</p> <p>(1) 法令により船員が死亡、傷害及び疾病に関する費用を担保する保険への加入を義務づけられている場合、当該保険の付保の有無にかかわらず、その保険給付の対象となる部分</p> <p>(2) 組合の事前の承認のない契約等により加重された責任及び費用</p> <p>(3) 次に掲げる事由により生じたもの</p> <p>イ 契約等の規定又は当事者の合意による船員の乗船期間の終了</p> <p>ロ 組合員による契約等の違反</p> <p>ハ 加入船舶の売却その他組合員の都合ただし、前項第6号ロに規定する送還費用については、本条第4項に基づき組合員を代理して船員又はその被扶養者に対して支払うことができるものとする。</p>	<p>2 変更なし</p> <p>(1) 変更なし</p> <p>(2) 変更なし</p> <p>(3) 変更なし</p>
<p>3 船客と船員との複合損害に関しててん補される金額の総額は、保険契約承諾証に記載された保険金額又は別途船客と船員との複合損害につき国際P&Iグループのプール協定による制限金額の定めがある場合はその金額のいずれか低い額を限度とする。</p>	<p>3 変更なし</p>
<p>4 組合員が、以下に掲げる責任及び費用に関する損害賠償金、補償金又は費用（以下「賠償金等」という）に関し、法律上の支払義務を履行しない場合、組合は、組合員を代理して、当該船員又はその被扶養者に対し、次の各号の条件に従って賠償金等を直接支払うことができる。</p> <p>イ 本条第1項第1号</p> <p>ロ 本条第1項第6号ロ</p> <p>(1) 当該船員又はその被扶養者が、他の第三者に対する請求可能な権利を有さず、本項の補償なくしては他に賠償金等を確保する方途がない場合に限る。</p> <p>(2) 本項第3号の規定を条件として、組合が支払う金額は、如何なる場合でも組合員が保険契約規定及び保険契約承諾証に記載される加入条件に従って組合からてん補を受けることが可能な金額を超えないものとする。</p> <p>(3) 第8条第2項第3号に基づき組合が、保険料の払込みを延滞したことを理由として、保険契約</p>	<p>4 変更なし</p> <p>(1) 変更なし</p> <p>(2) 変更なし</p> <p>(3) 変更なし</p>

<p>を解除又は解約した場合でも、組合は、当該船員又はその被扶養者に対して、解除又は解約の抗弁を主張しないものとして、当該解除又は解約の効力が生じた日以前に発生した賠償金等に限り、組合員を代理して支払うことができる。この場合、組合員は当該支払額の全額を組合に弁済する責任を負う。</p> <p>(4) 第18条にかかわらず、組合員が当該賠償金等の支払いを行っていない場合であっても、組合は、船員又はその被扶養者に対し、賠償金等を直接支払うことができる。</p> <p>(5) 本項で定める賠償金等のうち、組合が口の費用を支払った場合、組合員は当該支払額の全額を組合に弁済する責任を負う。</p>	<p>(4) 変更なし</p> <p>(5) 変更なし</p>
<p>第35条(一般除外規定)</p> <p>1 組合は、次に掲げる損害及び費用をてん補しない。</p> <p>(1) 組合員(代理人を含む。)の故意による損害及び費用</p> <p>(2) 組合員(その使用人、代理人を含む。)の寄与過失の有無にかかわらず、次に掲げる事由によって生じた損害及び費用。ただし、組合と別段の合意をした場合は、この限りでない。また、本号イのテロリズム行為に該当するか否かに関し争いが生じた場合には、理事会の決定を最終のものとする。</p> <p>イ 戦争、内乱、革命、暴動、反乱、政治又は社会騒じょうその他類似の事変、交戦国による又は交戦国に対する敵対行為及びテロリズム行為</p> <p>ロ だ捕、捕獲、強留、抑止又は抑留(海賊行為及び船員の悪行は除く。)及びこれらの結果又はこれらを目的とした行為</p> <p>ハ 機雷、水雷、爆弾、ロケット、砲弾その他類似の戦争兵器の使用。ただし、本保険契約規定のもとでてん補対象となる組合員の責任及び費用を回避又は軽減する目的で、政府の命令により又は当組合の同意のもとで使用する場合、並びにこれらの輸送に関する場合はこの限りではない。</p>	<p>第35条(一般除外規定)</p> <p>1 変更なし</p> <p>(1) 変更なし</p> <p>(2) 変更なし</p>

なお、化学兵器、生物兵器、生化学兵器若しくは電磁兵器の使用又は危害を加える手段としてのコンピュータ、コンピュータに関するソフトウェア・プログラム・不正コード・ウイルスの使用が、直接又は間接を問わず起因し又は寄与したことにより組合員の損害及び費用が生じたときは本号の規定は適用しない。ただし、本号の適用がなくなることによりてん補される組合員の損害及び費用、てん補される金額の総額、てん補対象となる地域等の諸条件については、組合が別に定めるところによる。また、組合は、保険年度の開始前、開始時、又は期間中のいかなる時点においても、組合員に対する24時間前の通知をもって、てん補を縮小、終了又は復活することができる。

上記にかかわらず、次の事由により生じたものは除く。

- i) 爆発物やその起爆や装着によるもの
- ii) 加入船舶及び加入船舶の積荷が危害を加える手段として使用されたことによるもの。ただし、加入船舶の積荷が本号で定める生化学兵器等であった場合は除く。
- iii) 兵器やミサイルの発射・誘導・点火装置として本号で定めるコンピュータ、その他電子システム等が使用されたことによるもの

(3) 組合員（その使用人、代理人を含む。）の寄与過失の有無にかかわらず、次に掲げる事由が、直接又は間接を問わず起因し、又は寄与したことによって生じた損害及び費用。ただし、積荷として、連合王国の1965年の原子力施設法及び同法に基づく規則に定める「適用外物質」を運送する場合は、この限りでない。

イ いかなる核燃料、核廃棄物又は核燃料の燃焼（核分裂）から生じる電離放射線又はそれら放射性物質による汚染

ロ いかなる原子力施設、原子炉、その他の原子力機器又はそれらの構成部品の放射性、有害性、爆発性、又はその他の危険な若しくは汚染を生じさせる特性

ハ 原子若しくは原子核の分裂、融合又は

(3) 変更なし

これらと同種の反応又は放射能若しくは放射性物質を使用したいかなる兵器又は機器

ニ その他のいかなる放射性物質の放射性、有害性、爆発性、又はその他の危険な若しくは汚染を生じさせる特性

- (4) 加入船舶による禁制品の輸送、封鎖侵破又は不法貿易により生じた損害及び費用
- (5) 組合があらゆる状況から判断して不穩当で、著しく危険があり、かつ、慎重さを欠くとみなした航海により生じた損害及び費用
- (6) 加入船舶又は組員による救助作業（船骸撤去作業を含む）によって生じた損害及び費用。ただし、人命救助を行う場合並びに救助船の救助作業中の責任に関する特約及び救助者の油濁責任に関する特約を締結した場合を除く。

(4) 変更なし

(5) 変更なし

(6) 変更なし

(7) 次に掲げる損害及び費用。

イ 油又はガスの探査又は生産に関して、掘削作業を行うことを目的として建造又は改造された加入船舶による損害及び費用。

ロ 油又はガスの探査又は生産に関して、掘削又は生産作業を行っている加入船舶(当該作業に不可欠な部分として係留又は設置された宿泊施設を含む)により生じた損害及び費用で、当該作業から生じた又は当該作業中に生じたものに限る。

なお、上記ロにおいて、加入船舶が油の貯蔵に従事する貯蔵タンカー又はその他の船舶（以下、本号において「貯蔵船」と総称する。）で、以下のいずれかに該当する場合、当該船舶は生産作業を行っているものと見なされる。

i) 油が直接油井から貯蔵船に移送される場合

ii) 貯蔵船が油とガスの分離設備を

有しており、ガスが貯蔵船上で油から分離されている場合(自然放出を除く)

油又はガスの生産に関する生産作業を実施するために使用される加入船舶については、以下のいずれかに該当する場合に本号の除外規定を適用する。

a) 加入船舶が直接的又は間接的に油井に接続したときから、陸又は他の産出現場への航行のために現場を離れるための予定された手順の

<p>(7) 浚渫、爆破、杭打、掘削、ケーブル・パイプ敷設、建設、設置・管理作業、採掘調査、土砂廃棄、専門業者としての汚濁処理あるいは汚濁対応訓練及び加入船舶以外でのタンククリーニング等の特殊作業（消火作業は除く。）によって生じた損害及び費用。ただし、あらかじめ組合との間で特別な合意がなされている場合並びに次に掲げる事由によって生じた損害及び費用はこの限りでない。</p> <p>イ 加入船舶上の人の死傷</p> <p>ロ 加入船舶の船骸撤去</p> <p>ハ 加入船舶からの油濁（おそれを含む。）</p> <p>(8) 廃棄物の焼却又は処理その他の特殊作業によって生じた損害及び費用</p> <p>(9) 潜水艇（ダイビングベルを含む。）又は潜水夫による潜水作業によって生じた損害及び費用。ただし、組合が認めた場合はこの限りでない。</p>	<p><u>一環として油井から分離するまで</u></p> <p><u>b) 加入船舶が意図的に又は意図せずに緊急対応として油井から分離している場合</u></p> <p><u>c) 加入船舶が油井に接続されているが、緊急対応としてか否かを問わず生産が中断している場合</u></p> <p><u>ただし、あらかじめ組合との間で特別な合意がなされている場合はこの限りではない。</u></p> <p>(8) 条文繰り下げ</p> <p>(9) 条文繰り下げ</p> <p><u>(10) 組合員が潜水艇（小型水中船・ダイビングベル、その他類似の装置及び舟艇を含む。）を用いて潜水作業に携わることにより発生した損害及び費用。ただし、あらかじめ組合との間で特別な合意がなされている場合はこの限りではない。</u></p> <p><u>(11) 専門潜水士・職業潜水士の作業から生じる損害及び費用。ただし、あらかじめ組合との間で特別な合意がなされている場合及び次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。</u></p> <p><u>i) 当該潜水士が加入船舶（あるいは加入船舶から操作されるダイビングベル、その他類似の装置及び舟艇）の船員の一部を構成し、組合員が当該潜水士の活動に責任を負う場合であって、当該損害及び費用が当該加入船舶により行われた救助作業から生じた場合（ただし、救助船の救助作業中の責任に関する特約又は救助者の油濁責任に関する特約を締結した場合に限る）</u></p> <p><u>ii) 潜水作業が加入船舶の検査、修繕若しくは保守に付随する場合、又は加入船舶により引き</u></p>
--	---

<p>(10) 半潜水式の重量物運搬船又は専ら重量物運搬用に設計された加入船舶により輸送された積荷の損害及び撤去費用。ただし、当該積荷が、「ヘヴィコン」条件又は組合が予め認めた条件で輸送される場合はこの限りではない。</p> <p>2～3 略</p>	<p><u>起こされた損害に関連して当該作業が行われる場合</u></p> <p><u>iii) 当該活動が娯楽目的である場合</u></p> <p>(12) 条文繰り下げ</p> <p>2～3 変更なし</p>
---	--

特別条項新旧対照表

(変更された条文のみ記載)

現行 (旧)	改定 (新)
<p>制裁対象航海特別条項</p> <p>第1条 組合が手配する再保険契約(国際 P&I グループのプール協定、同グループが手配する再保険契約、その他組合が独自に手配する再保険契約を含む)の再保険者に対して、各国の法令、施行令等に基づき、監督官庁その他の政府又は公の機関による制裁、禁止、制限等の措置が課されることにより、組合の保険てん補に影響が生じる、又はそのおそれがある航海から発生した事故に関する全ての損害及び費用は、組合員が下記の条項に従うことを条件に保険契約規定の条項に基づきてん補される。</p> <p>(1) 監督官庁その他の政府又は公の機関による制裁、禁止、制限等の措置が課されることにより当組合の保険てん補に影響が生じる、又はそのおそれがある航海については、当該航海の詳細(航海の予定、積荷の性状又は詳細、船積地及び荷揚地の港又は場所の名称、当該貨物のエンドユーザー名等)について、当該航海の予定が判明次第遅滞なく組合に申告すること。及び、</p> <p>(2) 組合員は、次に掲げる事項を約する確約書を組合に提出すること。</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 当該航海に対して、(組合員がその管轄権に服さない場合であっても)米国及び欧州連合を含む監督官庁その他の政府又は公の機関による制裁、禁止、制限等の措置が課されるおそれがあることを認識し、これら制裁、禁止、制限等の措置の結果、てん補の制限を受ける可能性があることを了承する。</p> <p style="padding-left: 2em;">ロ 当該航海を行うことにより、保険契約規定第11条3項(3)号、同第36条(9)号等の規定に基づき組合によ</p>	<p>制裁対象航海特別条項</p> <p>第1条 変更なし</p> <p>(1) 変更なし</p> <p>(2) 変更なし</p>

<p>る保険契約の解約又は解除、もしくははてん補の制限を受ける可能性があることを十分に理解した上で当該航海を実施する。</p> <p>ハ 当該航海に伴って生じる責任又は費用のうち、保険契約規定に従い組合のてん補対象とならない金額については、組合員が責任を持って自己の負担により支払い、又は負担する。また、これらの金額については組合による保証の提供がなされないことを十分に理解する。</p> <p>ニ 組合が発行又は提供した保障契約（ブルーカード）又はその他何らかの保証等に基づいて、組合が組合員の保証人として又は組合員のために支払った金額のうち、保険契約規定に従い組合によるてん補の対象とならない金額については、組合からの要求があり次第直ちに組合に支払うこと。</p> <p>(3) 組合員は、組合の求めに応じて、確約者と連帯して確約書に規定する事項につき履行の責任を負担する連帯確約者を設定する。連帯確約者の是認については組合の裁量によるものとし、予め組合の承認を得ることとする。</p>	<p>(3) 変更なし</p>
<p>第2条 組合員が前条に規定する事前申告もしくは確約書の提出を怠ったときは、組合は次に掲げる保障契約（ブルーカード）を取り下げることができる。</p> <p>(1) 1969年又は1992年の「油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約（CLC条約）」第7条に従って組合が発行した保障契約（ブルーカード）</p> <p>(2) 2001年の「燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約（バンカー条約）」第7条に従って組合が発行した保障契約（ブルーカード）</p>	<p>第2条 変更なし</p> <p>(1) 変更なし</p> <p>(2) 変更なし</p>

	<p><u>(3) 「1974 年の旅客及びその手荷物の海上輸送に関するアテネ条約及び 2002 年改定議定書の第 4 条の 2」、又は「事故に際しての船客運送人の責任に関する 2009 年 4 月 23 日付欧州議会並びに欧州理事会規則第 392/2009 号」のいずれかに従って組合が発行した戦争危険を除く保障契約(非戦争危険ブルーカード)</u></p> <p><u>(4) 2007 年の「海難残骸物の除去に関するナイロビ国際条約(船骸撤去条約)」第 12 条に従って組合が発行した保障契約(ブルーカード)</u></p>
--	---